（衛生上必要な措置）

第十七条　（略）

２　前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、環境大臣が定める。

（水道施設の維持及び修繕）

第十七条の二　法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

２・３　（略）

（委託契約書の記載事項）

第十七条の六　令第九条第三号ハに規定する国土交通省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

（業務の委託の届出）

第十七条の七　法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

２　法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る国土交通省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。

（水道施設運営権の設定の許可の申請）

第十七条の九　法第二十四条の五第一項に規定する国土交通省令で定める書類（図面を含む。）は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（水道施設運営等事業実施計画書）

第十七条の十　法第二十四条の五第三項第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

第十九条　法第二十五条の二第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

（国土交通省令で定める機械器具）

第二十条　法第二十五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一～四　（略）

（国土交通省令で定める者）

第二十条の二　法第二十五条の三第一項第三号イの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（給水装置工事主任技術者の職務）

第二十三条　法第二十五条の四第三項第四号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一～三　（略）

（衛生上必要な措置）

第十七条　（略）

２　前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。

（水道施設の維持及び修繕）

第十七条の二　法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

２・３　（略）

（委託契約書の記載事項）

第十七条の六　令第九条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

（業務の委託の届出）

第十七条の七　法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

２　法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る厚生労働省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。

（水道施設運営権の設定の許可の申請）

第十七条の九　法第二十四条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（水道施設運営等事業実施計画書）

第十七条の十　法第二十四条の五第三項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

第十九条　法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

（厚生労働省令で定める機械器具）

第二十条　法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一～四　（略）

（厚生労働省令で定める者）

第二十条の二　法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（給水装置工事主任技術者の職務）

第二十三条　法第二十五条の四第三項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一～三　（略）